

さぬき市学校等跡地施設  
利活用のための基本方針

平成25年3月

さ ぬ き 市

## 目 次

はじめに	1
1 活用方針策定の目的	2
2 基本的な考え方	2
3 検討対象施設	3
4 検討対象施設の状況	4
5 活用に向けた課題	17
(1) 検討対象施設の利用状況	17
(2) 施設の耐震状況	19
(3) 土地の状況	20
6 利活用に向けた方針	20
(1) カテゴリーの設定	21
(2) 公共施設としての利活用を決定するための判断基準	21
(3) 跡地施設利用決定フローの策定	23
(4) 庁内各課における事務処理の概要	24
(5) 具体的な事務処理の進め方	25

## はじめに

さぬき市では、平成20年6月に策定した「さぬき市学校再編計画」に基づく学校等の再編整備により、これまでに幼稚園の1分園、小学校の3校（うち分校1校）が閉校となりました。また、同計画に基づき、今後さらに幼稚園が6園、小学校が6校、中学校が2校閉校となる見込みとなっています。また、保育所についても今後閉園となる施設が発生することが予想されます。

こうした学校等施設については、既に利活用がなされているものや、利活用に向けた調整が行われているものもありますが、多くの施設は、活用に向けた検討が未だ始まっておらず、有効活用のための具体的な取組の推進が大きな課題となっています。

また、学校等施設は、その規模や立地条件等から見て、本市にとって貴重な財産であり、これらの有効な活用は、コミュニティの活性化、地域経済の発展、効率的な行財政運営の推進等に大きく関連しています。

こうしたことから、できるだけ早期に跡地施設の有効活用に向けた検討を開始し、新しいまちづくりを進めていく必要があります。

## 1 利活用方針策定の目的

旧学校等施設は、教育施設としてだけでなく、地域の身近な施設として、コミュニティ活動やスポーツ少年団の活動など、地域の核として様々な場面で利用されてきたことから、地域住民の愛着も強く、跡地施設の利活用には強い関心を持っています。

しかしながら、合併によりさぬき市となって以降、着実に学校再編が進む一方で、閉校後の施設の管理運営に関する検討は遅れており、早期に今後本格的に跡地施設の利用を進めていく上での方針を定めることが求められています。

また、跡地施設利活用に向けたプロセスを透明化し、可能な限り地域住民の意見を反映したものとすることは、市民への説明責任といった側面から非常に重要です。

このことから、施設の現状、施設の利活用に向けた基本方針及び内容決定のための判断基準（メルクマール）を明らかにし、検討を含めた取組のプロセスにおける各々の果たすべき役割について認識を共有し、相互の協力によって跡地施設の利活用の円滑な推進を図っていくこととします。

## 2 基本的な考え方

学校施設は、地域の寄付などで設置されたものもあり、閉校後も市民共通の貴重な財産であることに変わりはありません。このため、地域住民の意向を最大限尊重することを原則としますが、公共施設マネジメントの観点、地域経済の発展などの視点から、市民全体の利益に適うものとする必要があることも忘れてはなりません。

また、それぞれの施設ごとに、施設の老朽度や土地の状況などの要因によって、利用に制限が加わることが予想されます。

これらの点を踏まえ、この基本方針は、検討のための総論を提示するものと位置付け、平成25年度作成予定の「さぬき市公共施設白書」との整合性を図りながら、個別の施設ごとの基本計画及び実施計画を策定するものとします。

### 3 検討対象施設

学校再編により、跡地施設となるもののうち、既に利活用が行われている志度幼稚園末分園・志度小学校末分校及び利活用に向けた調整が行われている多和小学校・大川第一中学校を除く次の学校等施設を検討対象施設とします。

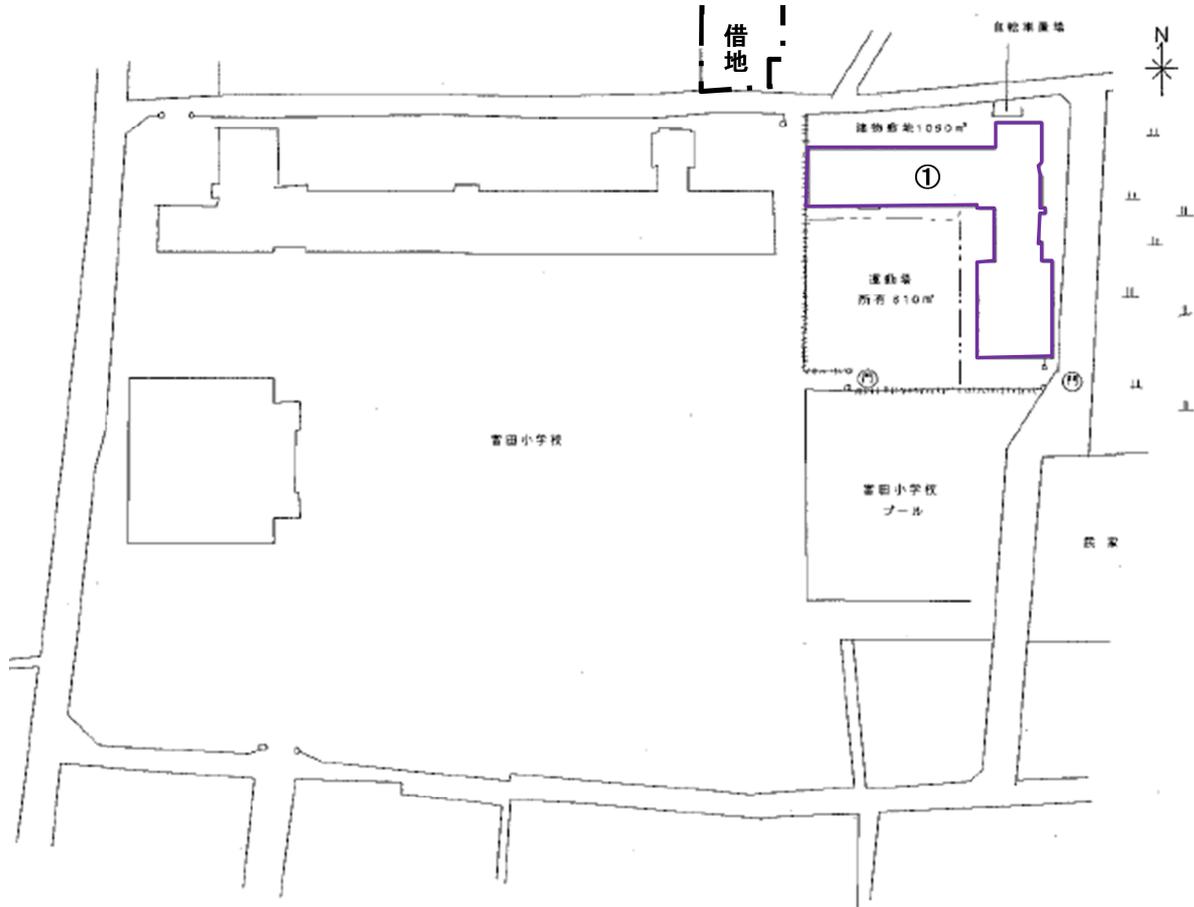
なお、今後の再編整備の進捗に合わせて、検討対象施設とする必要のあるものについては、適宜追加していくこととします。

幼稚園	小学校	中学校
富田幼稚園 松尾幼稚園 鴨部幼稚園 小田幼稚園	鶴羽小学校 富田小学校 松尾小学校 鴨部小学校 小田小学校 多和小学校模川分校	津田中学校 志度東中学校 天王中学校

※平成 25 年 3 月現在で再編後の学校等施設の立地が決定している施設に限る。

## 4 検討対象施設の状況

### (1) 富田幼稚園



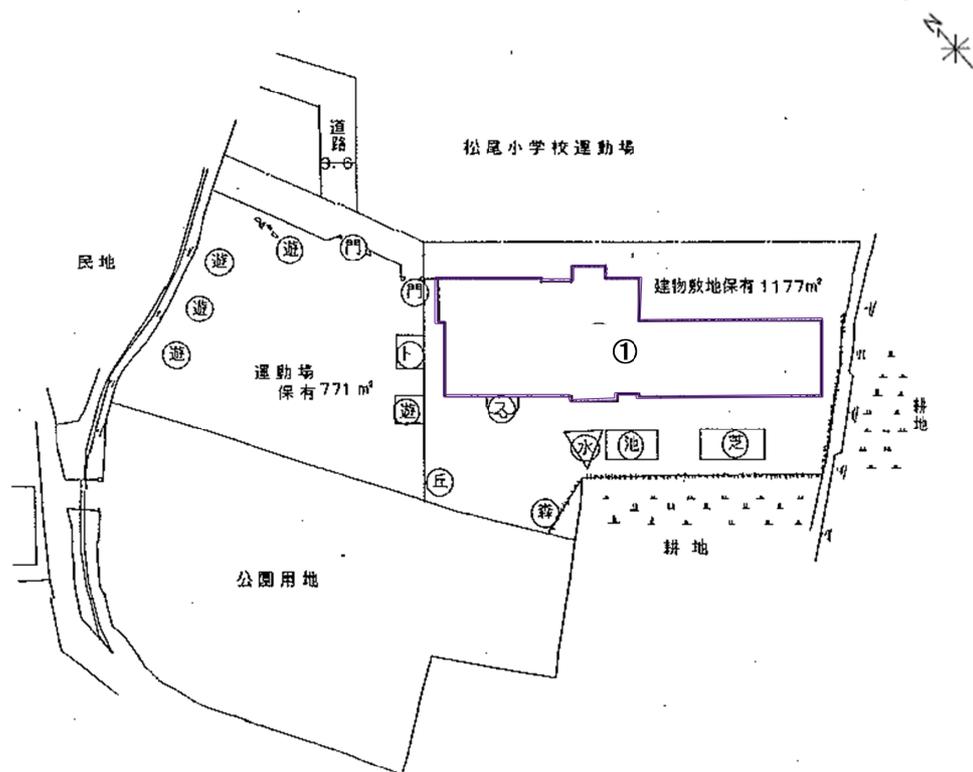
### 主な施設の概要

No.	施設名	建築年月	構造	延床面積	耐震診断			敷地面積 (うち借地面積)	その他
					1次 Is値	2次/改修後 Is値	q値		
1	園舎	S54.12.1	RC造平屋建	560m <sup>2</sup>	0.90	-	-	1,700m <sup>2</sup> (-)	駐車場借地有 (236.28m <sup>2</sup> )

凡 例	
	新耐震基準適用施設
	建物の耐震性が確保されてる。(1次診断:「0.9≦Is値」 ※1次診断のみ実施)
	第2次診断による詳細な評価が必要。(1次診断:「Is値<0.9」 ※1次診断のみ実施)
	大規模地震による倒壊又は崩壊の危険性が低い。(2次診断:「0.7≦Is値」かつ「1.0≦q値」)
	大規模地震による倒壊又は崩壊の危険性がある。(2次診断:「0.3≦Is値<0.7」又は「0.5≦q値<1.0」)
	大規模地震による倒壊又は崩壊の危険性が高い。(2次診断:「Is値<0.3」又は「q値<0.5」)
	耐震診断対象外施設
	社会体育施設
	借地区域

※耐震診断の対象:昭和56年以前の旧耐震基準で設計された建築物で、階数が2以上又は床面積が200m<sup>2</sup>を超えるもの(木造以外)

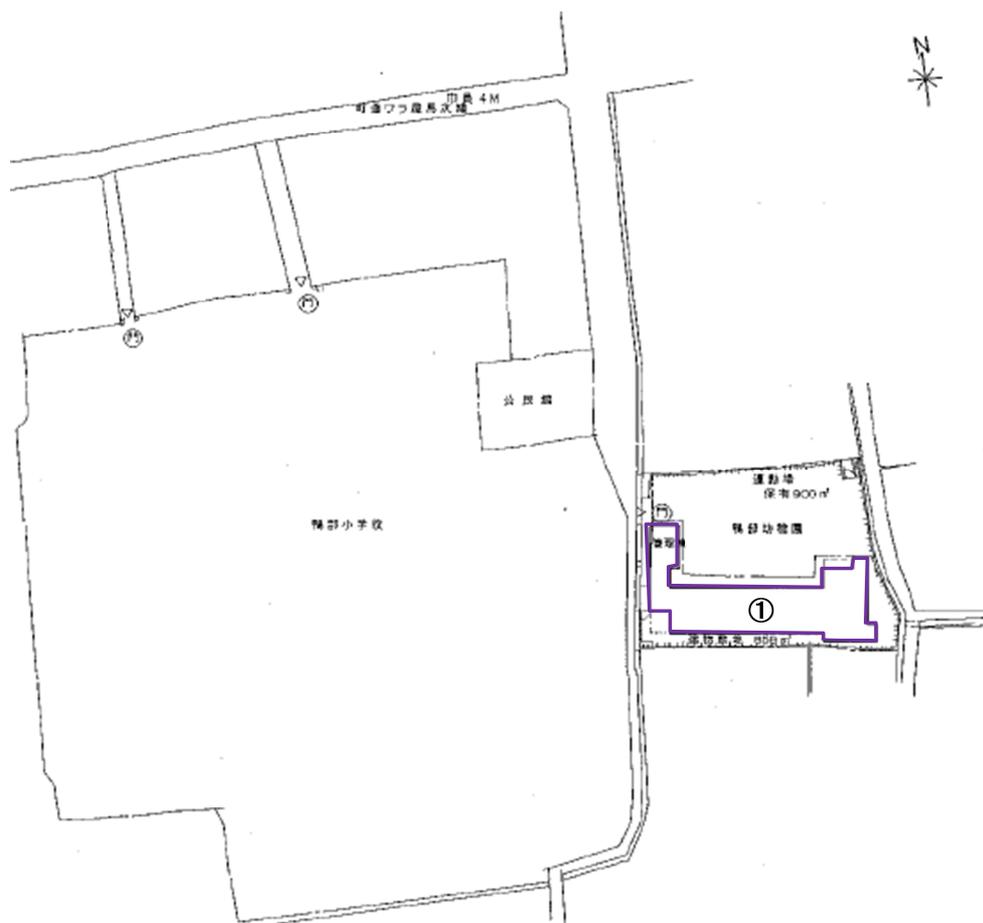
(2) 松尾幼稚園



主な施設の概要

No.	施設名	建築年月	構造	延床面積	耐震診断			敷地面積 (うち借地面積)	その他
					1次	2次/改修後			
					ls値	ls値	a値		
1	園舎	S59.3.1	RC造平屋建	411m <sup>2</sup>	-			1,948m <sup>2</sup> (-)	

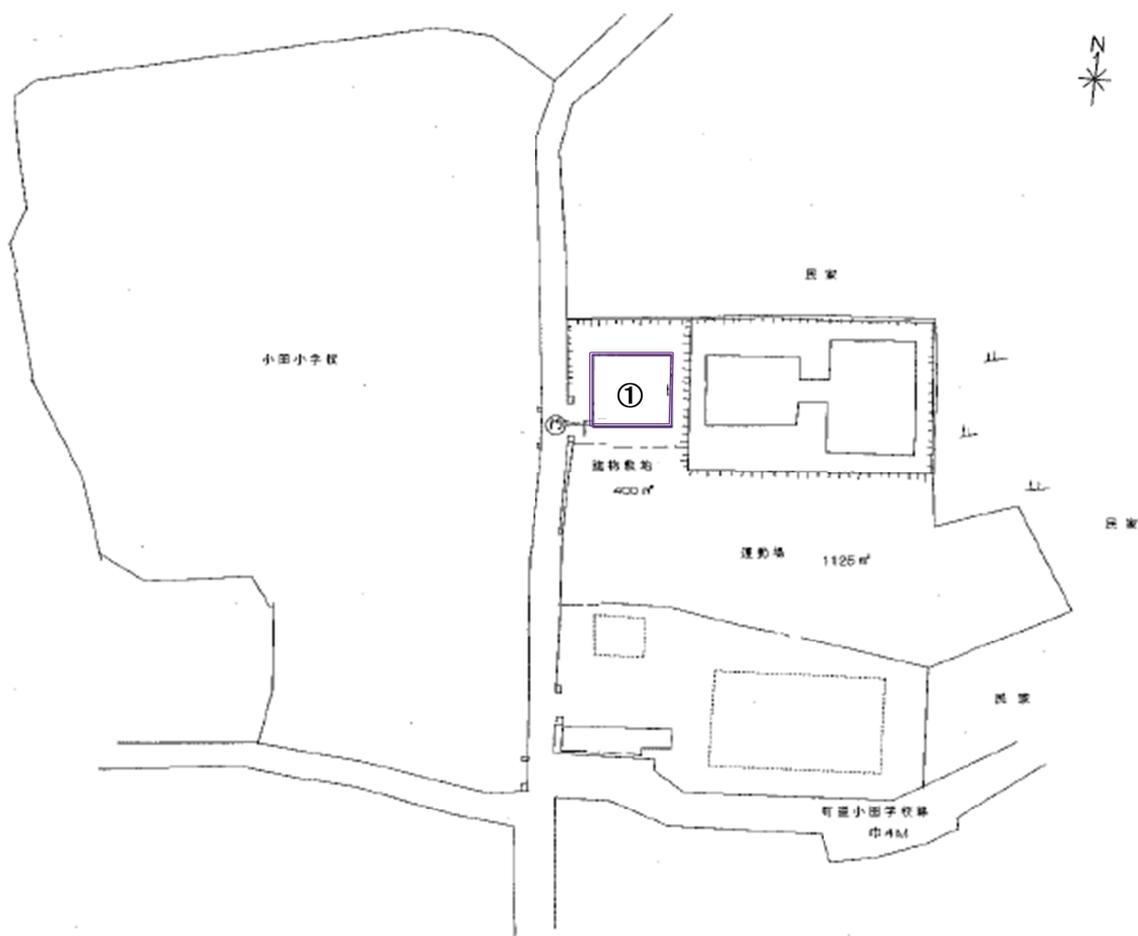
(3) 鴨部幼稚園



主な施設の概要

No.	施設名	建築年月	構造	延床面積	耐震診断			敷地面積 (うち借地面積)	その他
					1次 Is値	2次/改修後 Is値	a値		
1	園舎	S56.3.1	RC造平屋建	520㎡	1.76	-	-	1,759㎡ (-)	

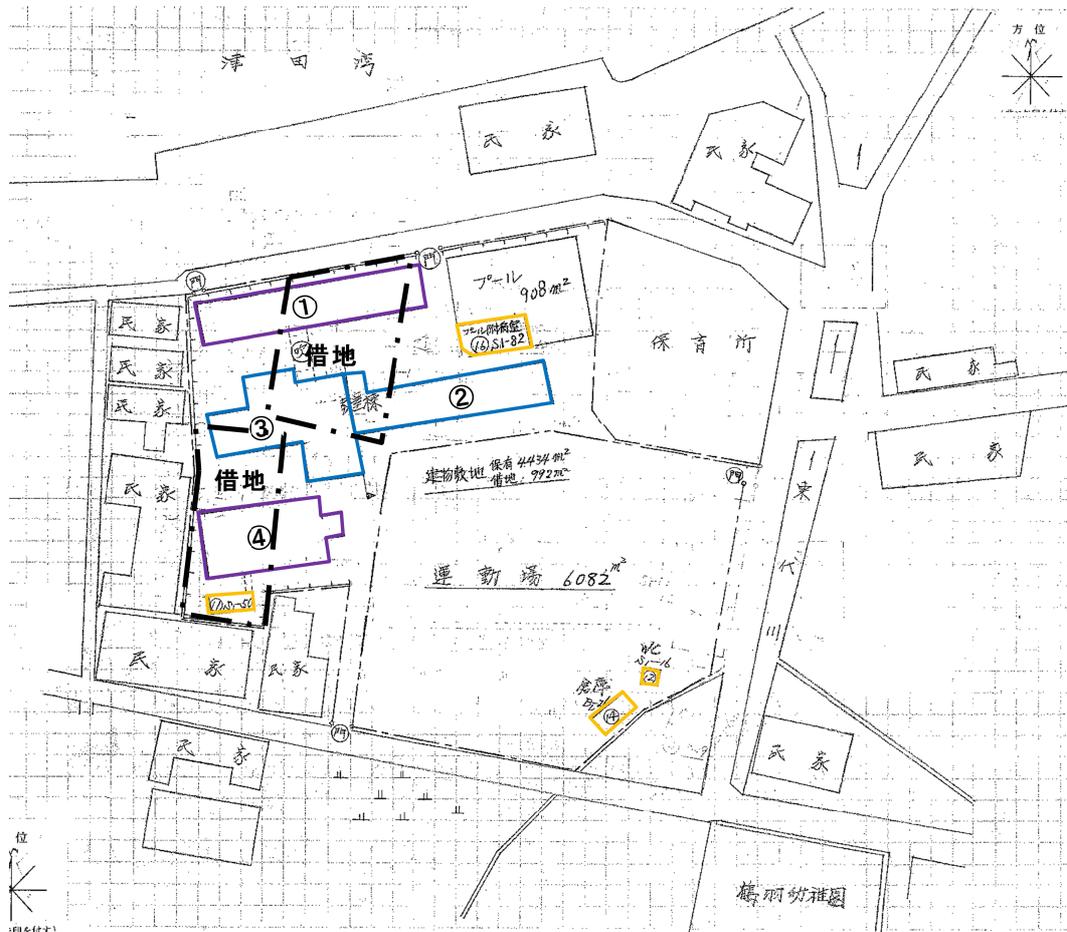
(4) 小田幼稚園



主な施設の概要

No.	施設名	建築年月	構造	延床面積	耐震診断			敷地面積 (うち借地面積)	その他
					1次 Is値	2次/改修後 Is値	a値		
1	園舎	H14.2.1	木造平屋建	119㎡	-	-	-	1,525㎡ (-)	

(5) 鶴羽小学校

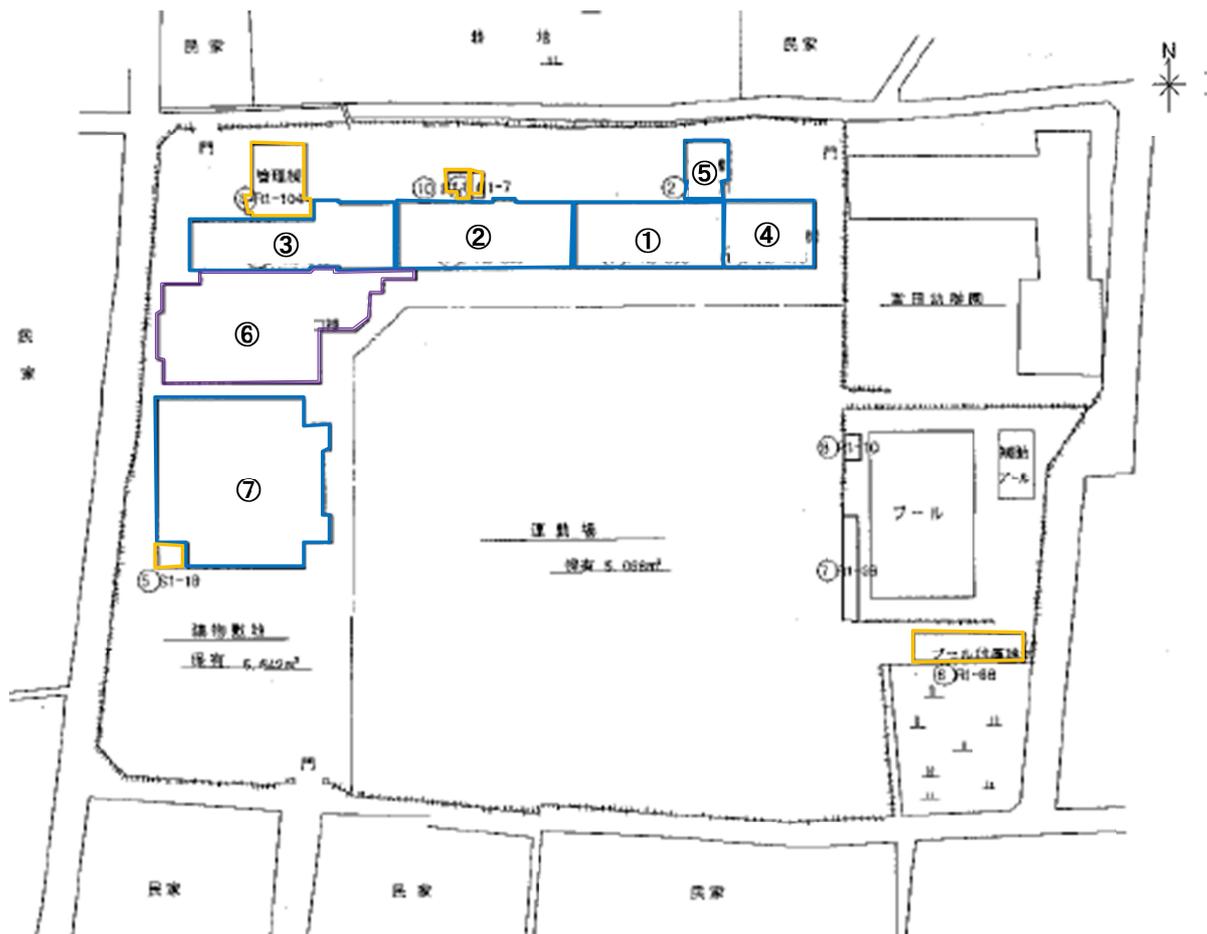


主な施設の概要

No.	施設名	建築年月	構造	延床面積	耐震診断			敷地面積 (うち借地面積)	その他
					1次 Is値	2次/改修後 Is値	a値		
1	特別教室棟	S52.5.1	RC造平屋建	520㎡	0.90	-	-	11,508㎡ (991.72㎡)	
2	校舎棟	S52.5.1	RC造2階建	1,112㎡	0.41	-	-		
3	校舎棟	S52.5.1	RC造2階建	888㎡	0.41	-	-		
4	屋内運動場	S48.3.1	RC造2階建	491㎡	0.97	-	-		

※定期利用団体—屋内運動場

(6) 富田小学校

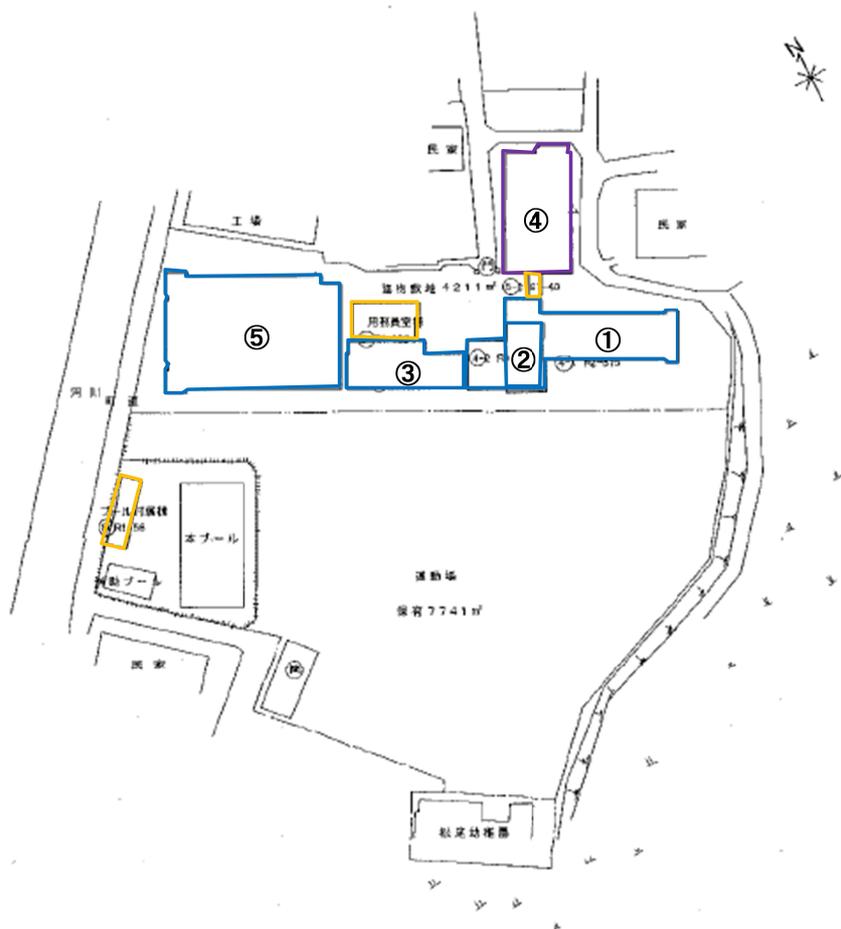


主な施設の概要

No.	施設名	建築年月	構造	延床面積	耐震診断			敷地面積 (うち借地面積)	その他
					1次 ls値	2次/改修後 ls値	q値		
1	校舎棟	S33.3.1	RC造3階建	690m <sup>2</sup>	0.26	-	-	11,710m <sup>2</sup> (-)	避難所
2	校舎棟	S34.2.1	RC造3階建	809m <sup>2</sup>	0.26	-	-		
3	校舎棟	S35.3.1	RC造3階建	969m <sup>2</sup>	0.26	-	-		
4	特別教室棟	S46.8.1	RC造3階建	416m <sup>2</sup>	0.43	-	-		
5	校舎棟	S34.2.1	RC造3階建	171m <sup>2</sup>	0.28	-	-		
6	ランチルーム棟	S61.3.1	RC造平屋建	497m <sup>2</sup>	-	-	-		
7	屋内運動場	S41.5.1	RC造平屋建	710m <sup>2</sup>	0.22	-	-		

※学校施設の開放—屋内運動場・運動場

(7) 松尾小学校



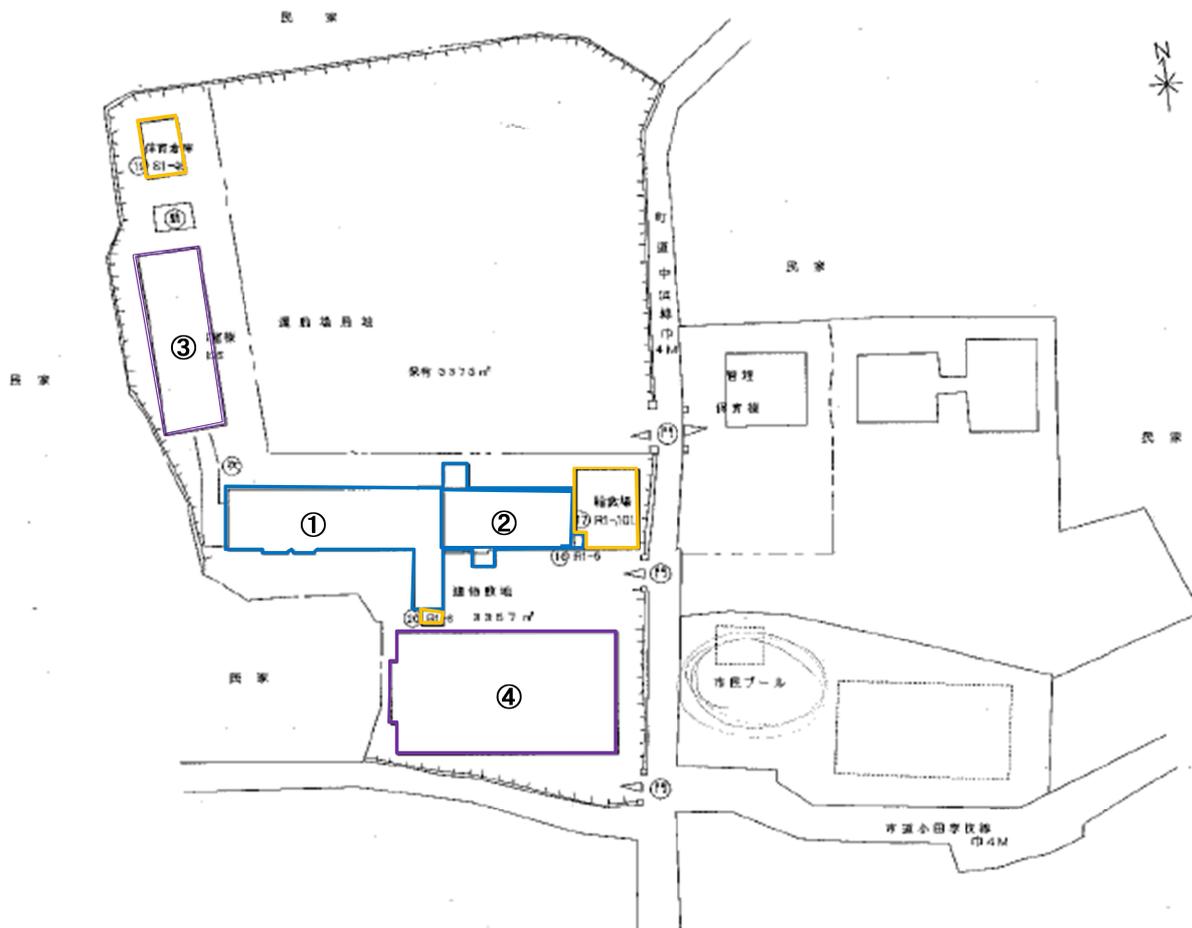
主な施設の概要

No.	施設名	建築年月	構造	延床面積	耐震診断			敷地面積 (うち借地面積)	その他
					1次	2次/改修後			
					ls値	ls値	q値		
1	校舎棟	S42.3.1	RC造2階建	875㎡	0.23	-	-	11,952㎡ (-)	避難所 広域避難場所 投票所
2	校舎棟	S48.3.1	RC造3階建	183㎡	0.23	-	-		
3	校舎棟	S48.3.1	RC造3階建	698㎡	0.23	-	-		
4	ランチルーム棟	S54.3.1	RC造2階建	668㎡	0.97	-	-		
5	屋内運動場	S51.2.1	RC造3階建	934㎡	0.80	-	-		

※学校施設の開放—屋内運動場・運動場



(9) 小田小学校

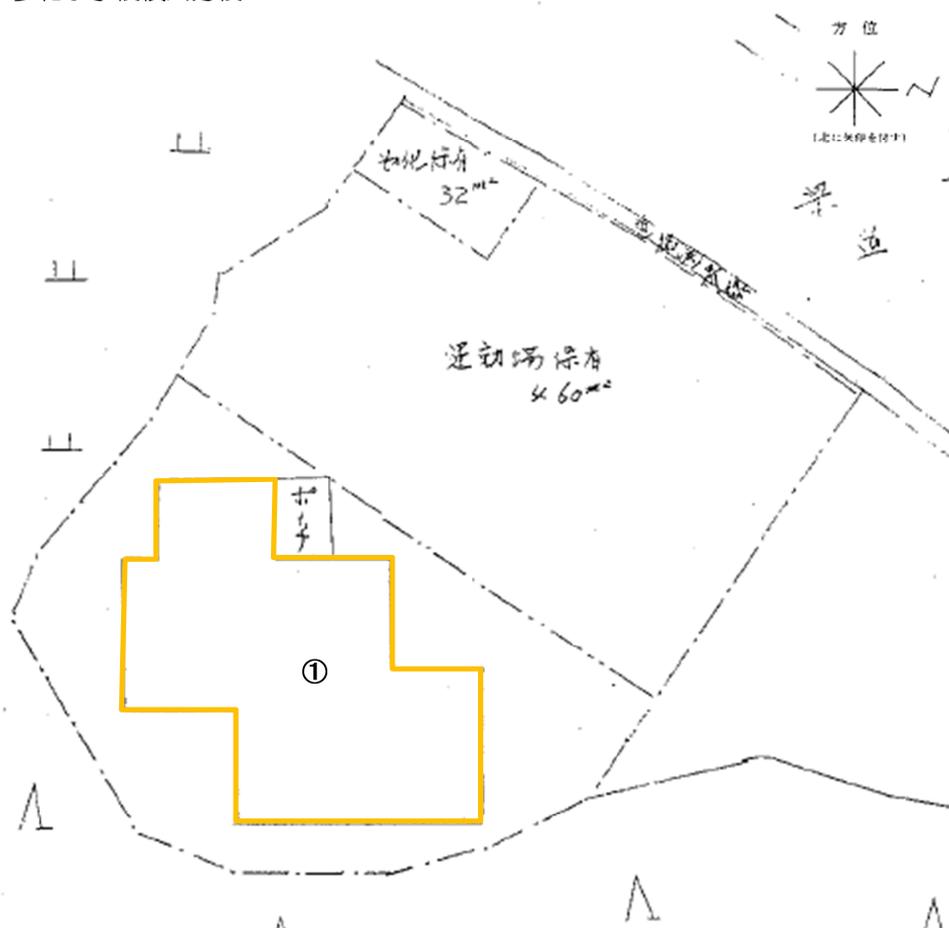


主な施設の概要

No.	施設名	建築年月	構造	延床面積	耐震診断			敷地面積 (うち借地面積)	その他
					1次 Is値	2次/改修後 Is値	α値		
1	校舎棟	S49.3.1	RC造3階建	808㎡	0.30	-	-	6,730㎡ (-)	避難所
2	校舎棟	S50.3.1	RC造3階建	490㎡	0.30	-	-		
3	特別教室棟	H9.3.1	RC造2階建	429㎡	-	-	-		
4	屋内運動場	S53.1.1	RC造平屋建	585㎡	1.17	-	-		

※学校施設の開放—屋内運動場・運動場

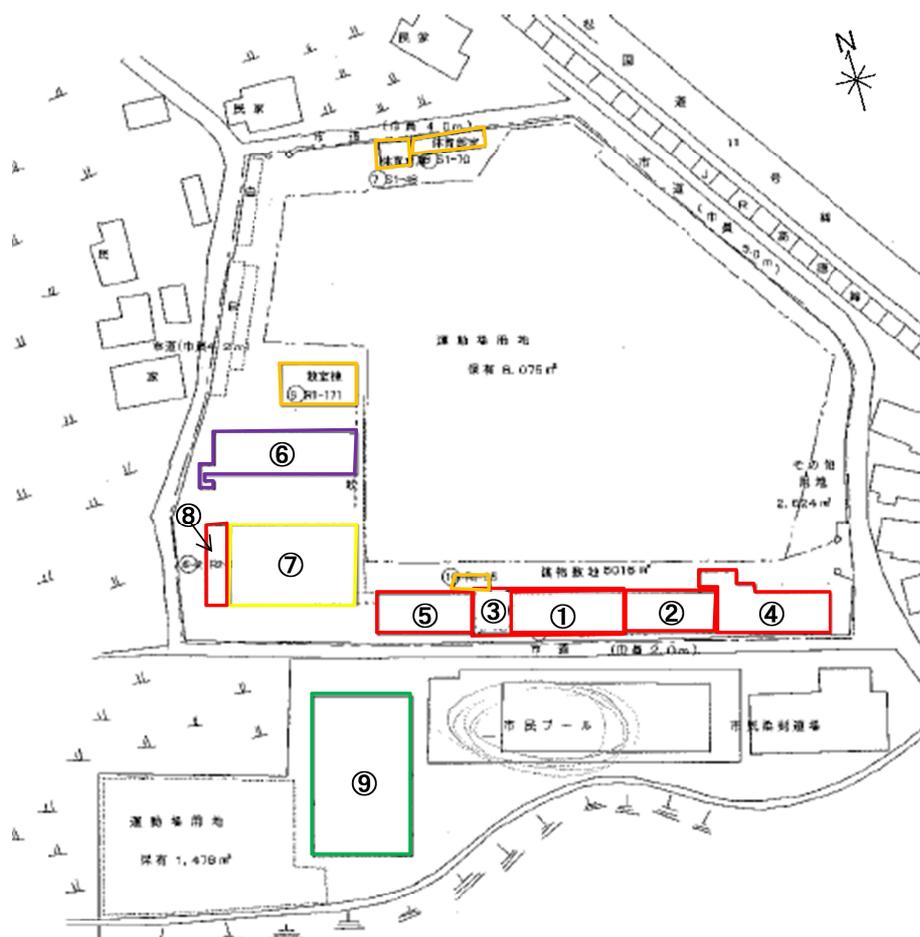
(10) 多和小学校榎川分校



主な施設の概要

No.	施設名	建築年月	構造	延床面積	耐震診断			敷地面積 (うち借地面積)	その他
					1次 Is値	2次/改修後 Is値	q値		
1	校舎棟	H3.3.1	木造平屋建	185㎡	-	-	-	900㎡ (-)	避難所・投票所 耐震診断対象外施設

(11) 津田中学校

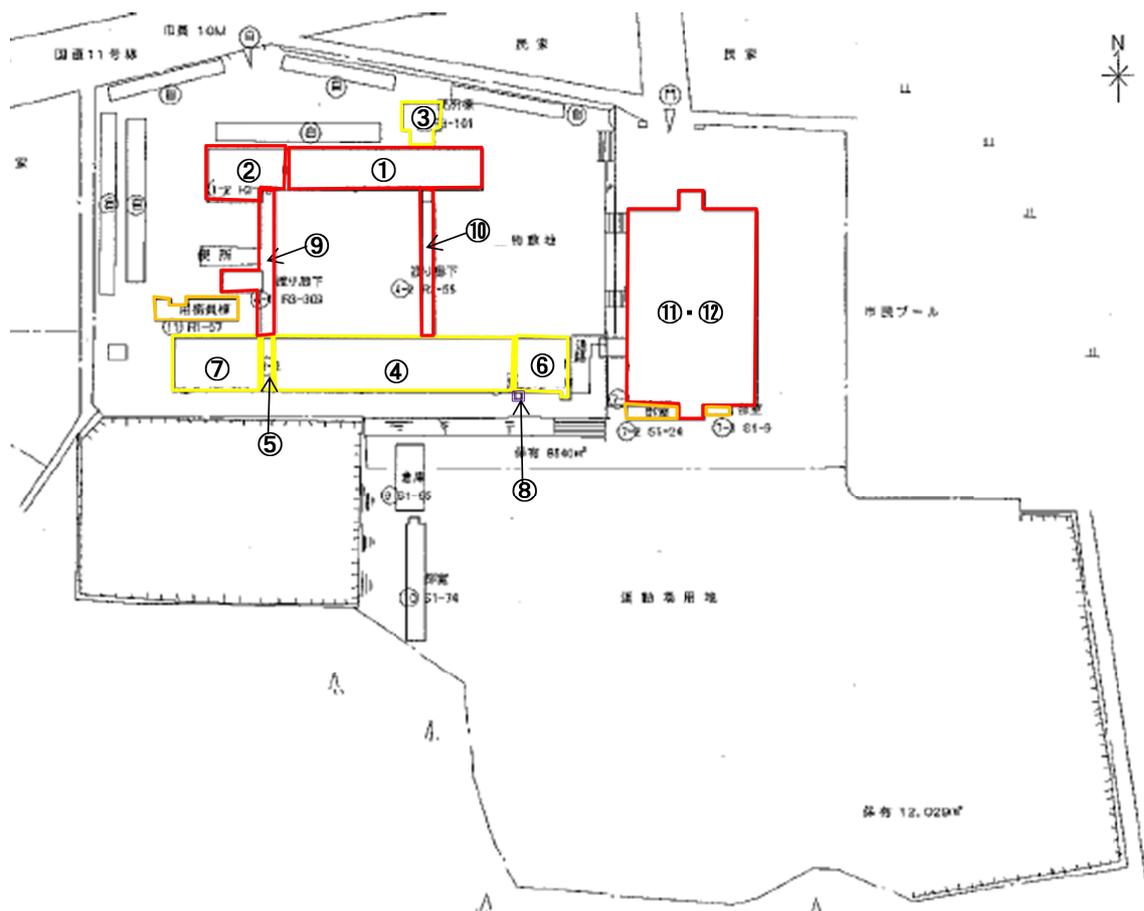


主な施設の概要

No.	施設名	建築年月	構造	延床面積	耐震診断			敷地面積 (うち借地面積)	その他
					1次 Is値	2次/改修後 Is値	α値		
1	教室棟	S38.9.1	RC造平屋建	257㎡	0.19	0.29	1.10	18,093㎡ (-)	
2	教室棟	S40.3.1	RC造3階建	627㎡	0.19	0.29	1.10		
3	教室棟	S41.3.1	RC造3階建	775㎡	0.19	0.29	1.10		
4	管理棟	S46.3.1	RC造3階建	857㎡	0.51	0.29	1.10		
5	教室棟	S47.3.1	RC造3階建	651㎡	0.19	0.29	1.10		
6	特別教室棟	S47.3.1	RC造平屋建	353㎡	1.20	-	-		
7	屋内運動場北	S37.9.1	RC造2階建	811㎡	0.49	0.51	0.90		
8	屋内運動場北	S47.3.1	RC造2階建	169㎡	0.49	0.09	0.20		
9	第2屋内運動場	S55.3.1	RC造平屋建	912㎡	0.52	1.00	3.66		

※学校施設の開放—第2屋内運動場

(12) 志度東中学校

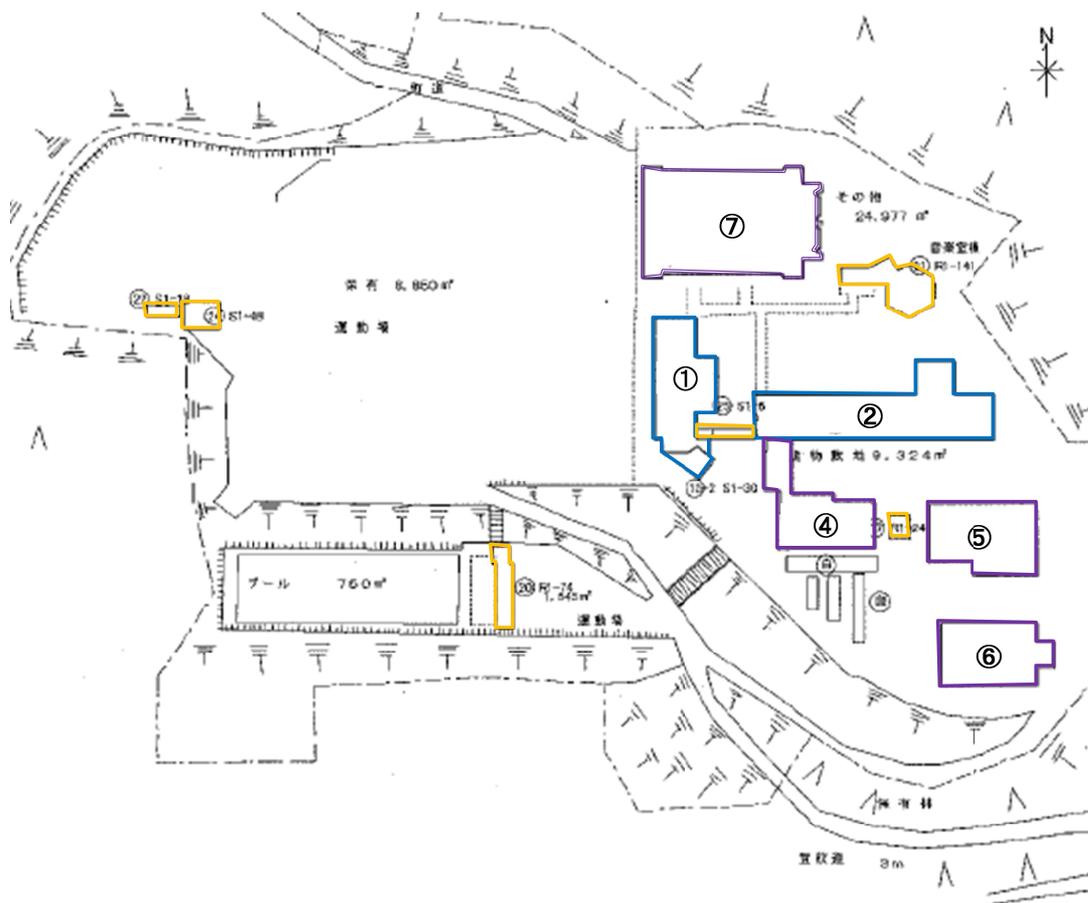


主な施設の概要

No.	施設名	建築年月	構造	延床面積	耐震診断			敷地面積 (うち借地面積)	その他
					1次 Is値	2次/改修後 Is値	q値		
1	教室北棟	S35.1.1	RC造3階建	828㎡	0.27	0.27	1.13	20,569㎡ (-)	避難所
2	北西棟	S37.1.1	RC造3階建	427㎡	0.30	0.27	1.13		
3	便所棟	S35.1.1	RC造3階建	101㎡	0.02	0.63	1.40		
4	教室南棟	S36.1.1	RC造3階建	1,330㎡	0.23	0.41	1.43		
5	南西棟	S37.1.1	RC造3階建	65㎡	0.32	0.41	1.43		
6	管理棟	S46.3.1	鉄骨造平屋建	336㎡	0.27	0.30	1.00		
7	南西棟	S46.3.1	RC造3階建	464㎡	0.32	0.41	1.43		
8	管理棟	S62.9.1	鉄骨造平屋建	2㎡	-	-	-		
9	西廊下棟	S37.1.1	RC造3階建	309㎡	0.28	0.09	0.33		
10	東廊下棟	S37.1.1	RC造2階建	55㎡	0.60	0.30	0.36		
11	屋内運動場(2階)	S41.9.1	鉄骨造2階建	913㎡	0.38	0.28	0.77		
12	柔剣道場(1階)	S41.9.1	鉄骨造2階建	887㎡	0.38	0.11	0.66		

※学校開放施設一屋内運動場

(13) 天王中学校



主な施設の概要

No.	施設名	建築年月	構造	延床面積	耐震診断			敷地面積 (うち借地面積)	その他
					1次 ls値	2次/改修後 ls値	q値		
1	管理棟	S36.1.1	RC造2階建	682m <sup>2</sup>	0.67	-	-	44,696m <sup>2</sup> (-)	
2	教室棟	S51.3.1	RC造3階建	1,816m <sup>2</sup>	0.23	-	-		
3	廊下棟	S51.3.1	鉄骨造平屋建	30m <sup>2</sup>	-	-	-		
4	教室棟	S51.9.1	RC造平屋建	315m <sup>2</sup>	1.68	-	-		
5	教室棟	S52.3.1	鉄骨造平屋建	355m <sup>2</sup>	1.89	-	-		
6	教室棟	S52.3.1	RC造平屋建	325m <sup>2</sup>	1.62	-	-		
7	屋内運動場	H3.3.1	RC造平屋建	1,030m <sup>2</sup>	-	-	-		

※学校開放施設—運動場

## 5 利活用に向けた課題

跡地施設の利活用計画の策定に当たっては、現在の施設の利用状況や、施設の老朽度及び土地の状況などといった課題を整理し、これに留意することが大切です。

### (1) 検討対象施設の利用状況

#### ①学校施設の開放

本市の学校施設は、社会体育の普及や幼児、児童の安全な遊び場の確保を図るため、「さぬき市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則」に基づき、その一部を幼児、児童、生徒その他一般市民に開放しています。

こうした学校開放施設を含めた社会体育施設全般の状況は、次頁「さぬき市社会体育施設等の状況」のとおりです。

現在の学校開放施設の利用状況や代替施設の有無なども考慮し、こうした利用者に配慮することが必要です。

さぬき市社会体育施設等の状況

(H25.3.31 現在)

区分 地区名	学校施設の開放	社会体育施設
津田	津田小学校運動場	津田柔剣道場
	津田中学校第2屋内運動場	津田多目的研修集会施設
		津田体育館 北山体育館
大川	松尾小学校屋内運動場・運動場	大川体育館
	富田小学校屋内運動場・運動場	大川武道館
	大川第一中学校屋内運動場	
寒川	天王中学校運動場	B&G海洋センター体育館
		屋内ゲートボール場 寒川体育館 神前体育館 飛翔の館 伊勢運動広場 石田運動広場 神前運動広場
長尾	長尾小学校屋内運動場・運動場	野間田運動広場
	造田小学校屋内運動場・運動場	下所運動広場
	前山小学校屋内運動場・運動場	
	長尾中学校屋内運動場・武道館	
志度	志度小学校屋内運動場・運動場	勤労青少年ホーム
	中央小学校屋内運動場・運動場	志度武道館
	鴨部小学校屋内運動場・運動場	
	小田小学校屋内運動場・運動場	
	志度中学校屋内運動場	
	志度東中学校屋内運動場	

※太枠は検討対象施設

## ②広域避難場所・避難所

本市では、台風や地震、津波などの災害に対し、市民の安心・安全を確保することを目的に、さぬき市防災会議において、平成24年9月「さぬき市地域防災計画」を策定しています。

当該計画においては、地域の人口、地形、施設の耐震性を考慮し、広域避難場所や避難所等を指定しており、多くの学校施設が指定を受けている点も活用の検討に当たっては留意しなければなりません。

広域避難場所・避難所の指定状況 (H25.3.31 現在)

施設名 地区名	広域避難場所	避難所
大川	松尾小学校運動場 富田小学校運動場	富田小学校 松尾小学校
長尾		旧多和小学校榎川分校
志度	志度東中学校運動場	鴨部小学校 小田小学校 志度東中学校

## ③その他

学校施設の一部は、その立地から、投票所としての利用のほか、運動会など地域の行事での定期的な利用がなされているものもあります。

これら利用に関しても、一定の配慮が求められます。

### (2) 施設の耐震化の状況

学校施設の多くは、昭和56年以前の旧耐震基準に基づき建築されており、現状では利用に際しての安全性を担保できないケースもあります。既に耐震診断1次診断は実施済みであるものの、2次診断は、長期的に利用することが決定しているものから実施し、その後、順次耐震補強工事に着手することとなっています。

耐震補強工事には多大な費用が必要であり、跡地施設の利活用には大きな財政負担を伴うことから、安易に存続を決定するのではなく、機能集約による施設の取壊しも含めた適正かつ柔軟な取捨選択を心がけなければなりません。

### (3) 土地の状況

跡地施設の利活用に当たっては、施設の状況のほか、土地の状況についても十分把握しておく必要があります。場合によっては、利用が大きく制限されることも予想されることから、個別に調査し、課題を抽出することが不可欠です。

#### ①土地所有者の把握

学校施設の中には、地域の方々からの土地の提供により設置されたもの少なくありません。提供の方法は、寄付により、所有権が本市へ移転されたもの、貸借という形で提供されたものなどさまざまです。

また、借地には、既に校舎等の工作物が設置されているものや、所有者が複数の住民である場合もあり、こうした点にも十分注意する必要があります。

#### ②土地の形質等の把握

学校施設の設置当時、公共施設用地に対する意識が現在ほど高くはなかったことや、統廃合による跡地が議論されることが想定されていなかったことなどから、区画整理が行われず、登記記録上の地番の不存在や、地積の錯誤、筆界未定地等、図面と現況が大きく乖離した状況が確認できます。これらの解消には相当の時間と費用が必要になることから、事前に十分な調査を行うことが必要です。

また、法定外公共物（農道・水路）の用途廃止及び付替えの必要性等も併せて事前に検討しなければなりません。

## 6 利活用に向けた方針

跡地施設ごとに、最もふさわしい活用方法を検討していくための方針として、まず施設の在り方を次の3つのカテゴリーに分類するとともに、跡地施設利活用方法決定のための判断基準及びそのプロセスを以下のとおりとし、公表します。

また、跡地施設活用のための庁内での役割分担を定め、情報の共有化を図ります。

### (1) カテゴリーの設定

#### ①公共施設として活用（長期的活用）

学校等施設は、その規模や構造から、大規模な改修を経ずとも、社会体育施設等としての利用が可能です。このことから、現在の利用状況や地理的要因により、社会体育施設として必要性があると思われるものや、社会教育施設として一定規模への集約により効果が発揮できると判断されるものについては、教育目的の公共施設として活用します。

また、市民や行政内部からの提案などにより、市自らが安心・安全なまちづくり、活力あるまちづくりなどによる地域の活性化施策として取り組むべき事業に要する施設についても、転用により、公共施設としての活用を図ります。

## ②民間等施設として活用

①による活用方策がないものの、民間事業者等の活用によって地域の活性化など市民全体の利益に適うと認められる施設については、企業誘致等による売却又は貸付などの方策を選択します。なお、この場合においても、利活用する民間事業者に対し、周辺環境への配慮や地域活動への貢献など、市が一定程度関与し、地域の調和のとれた発展につながるよう努めていきます。

## ③暫定的活用

①及び②による活用が図られない場合、市において引き続き保有し、施設の耐震状況等を理解の上、利用を希望する団体等に対して、暫定的に活用を許可することとするなど、弾力的な取扱いを行います。これは、将来、新たな行政需要が生じた場合、大規模な用地を新たに取得することは非常に困難であることから、当面の長期的活用計画はないものの、当該跡地を確保しておくことが、市の今後の施策展開の実効性の担保となるからです。

## (2) 公共施設としての利活用を決定するための判断基準

3つのカテゴリーのうち、公共施設として長期的活用を行うものについては、以下の4つの視点からの基準をすべて満たすことが望ましいものとします。

### ①施設設置の必要性

#### ア 教育及び文化振興に寄与する施設

- ・ 現在の利用状況、代替施設の有無及び地理的要件から、地域の社会体育の振興に不可欠であると認められること。
  - ・ 文化、芸術の振興に係る施設に関しては、市内の同種の施設の集約、又は独自性のあるオンリーワン施設となり得るものであること。
- イ 各種計画・施設での利活用が期待される施設
- ・ 市の各種行政施策を推進する施設にあつては、他の施設での代替が叶わず、その設置が不可避であること。
  - ・ 地域経済への寄与、コミュニティ活性化など、地域活力の維持・向上を目的とする施設にあつては、その効力が市全体に及び、かつ市全体の中でオリジナリティを有する施設であることが望ましい。

## ②地域の意向との適合

- ア 地域の要望に基づく場合、当該地域の総意を反映した要望書等の提出がなされるものであること。
- イ ア以外の要望・提案の場合、原則地域の同意が得られるものであること。

## ③公共施設マネジメントとの整合性

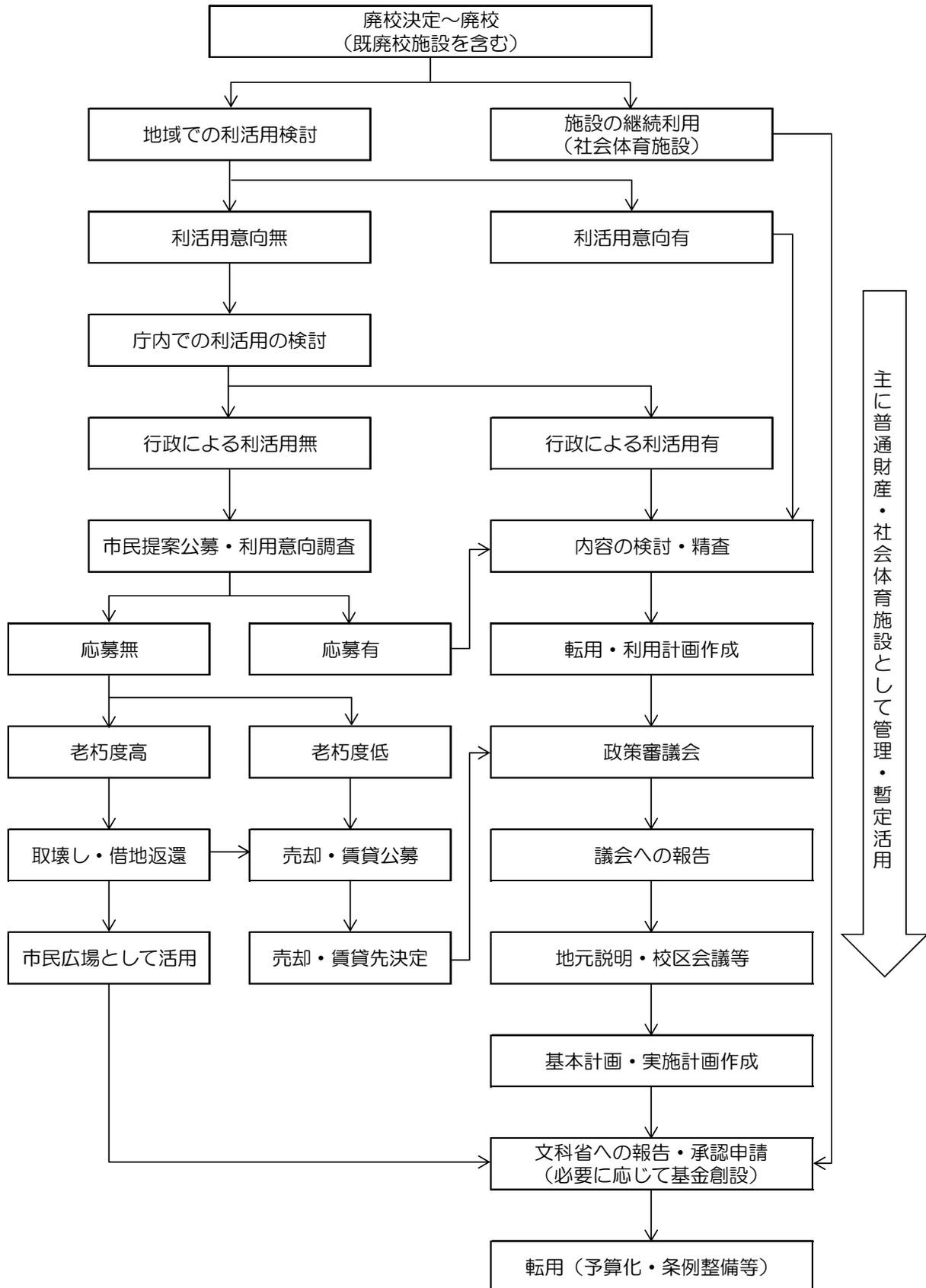
本市は、公共施設マネジメント基本方針を策定し、公共施設の配置の適正化・適量化及び管理運営の最適化を目指し、基本的にその集約を図るべき立場にあることから、当該方針と相反しない利活用計画であること。

## ④財源投入の妥当性

- ア 具体的利活用に向けた土地の整理、耐震補強・改修工事及び維持管理に要する経費と、活用による便益との比較（費用対効果分析）により、原則として一定の効果（ $B/C \geq 1$ ）が生じるものであること。
- イ 維持管理、運営のためのいわゆるランニングコストに関して、適正な水準の負担を負うことが可能であること。

(3) 跡地施設利用決定フローの策定

さぬき市学校等施設跡地利用決定フロー



#### (4) 庁内各課における事務処理の概要

跡地施設の活用には、全庁一体的な協力体制の確立が不可欠です。そこで、市全体の共通認識の上で適切に事務処理を進めるため、以下のとおり各課において果たすべき役割等について示します。

視点	項目	具体的内容	待期	所管課
跡地施設利活用に向けた準備	現状の把握と課題の抽出	学校開放の状況、敷地の状況等の跡地利用に制限が加わる可能性がある課題を抽出し、整理する。	閉校日まで	学校再編対策室
	跡地施設利活用方針の策定	施設状況、利活用の考え方、事務処理の流れや所管課、その役割と意思決定方法などに関する種々の視点から基本的方針を定める。	平成24年度末	政策課
	地元利用意向調査	市が定める跡地等利活用方針を示し、廃校となる校区住民団体から跡地利用に関する提案・要望等に関しての意見を集約する。	閉校日まで	学校再編対策室
	提案事業の募集等による活用検討	校区住民による活用の提案・要望がない場合、庁内での活用、一般市民等からの提案事業の募集により活用を検討する。	閉校後6月以内	政策課
	提案の精査	集約された意見について、整備・管理運営コストや財源、他の公共施設とのバランスといった点から実施可能性について検討する。	閉校後1年以内	政策課及び関係各課
	跡地利活用基本計画の決定	地元、庁内及び市民等からの提案事業について、方針に沿って検討した結果を政策審議会に諮り、事業化の可否を決定する。	閉校後1年以内	政策課
	財産処分手続き	事業化が決定した施設について、文科省に対する財産処分手続き（報告・承認・基金積立）を行う。	計画決定後	学校再編対策室
行政財産としての活用	所管課の決定	計画の利用目的に沿って政策審議会にて所管課を決定する。目的が複数ある施設については、関係課と協議の上、代表課を定める。	閉校後1年以内	政策課
	実施計画の策定	基本計画に基づき、具体的な事業内容を煮詰め、実施計画を策定する。	基本計画策定後速やかに	所管課
	事業（整備&運営）の実施	決定された実施計画に沿って施設整備を行い、例規に位置付けて運営管理を行う。	計画に沿ったスケジュール	所管課
普通財産としての活用又は処分（民間等施設として活用）	民間提案の募集、決定	行政財産としての使途がないと判明した時点で、提案事業の募集と併せて貸付又は売却を念頭において民間からの提案を募集する。提案に応じて、他事業との組み合わせや土地のみ、建物込などのバリエーションをもって対処する。	閉校後1年以内以降随時	管財課
	土地・建物の売却又は貸付			管財課
	建物の解体・撤去、土地売却又は貸付			管財課
暫定的活用	社会体育施設として活用	主に屋内運動場について、地域のコミュニティスポーツ施設として活用する。別に例規を定め、継続的に活用することも考える。	原則正式活用までだが、長期的活用へ移行あり	生涯学習課
	投票所・避難所として活用	代替施設が見つかるまでの間の利用を基本とするが、何らかの行政財産としての活用を図る一方で継続的に使用する場合もある。	原則正式活用まで	総務課
	維持管理	正式な利活用方針が定まるまでの間、最小限度の経費で所要の維持管理を行う。	原則正式活用まで	管財課又は教育委員会

## (5) 事務処理における経過措置

(4)に関わらず、当方針の策定以前に廃校となっている施設の事務取扱については、これまでの経過及び現在の利用状況等を勘案し、以下のとおりとします。

施設名	廃校年月日	利用状況等	方向性	所管課
鶴羽小学校	H22.3.1	校舎の一部（生涯学習課） →埋蔵文化財の整理作業及び保管スペースとして使用  屋内運動場（学校再編対策室） →演劇団体と使用貸借契約を締結	現在は暫定的活用に位置付けられています。地域における利活用に関する意向の最終確認を行った上で、教育委員会が現在の埋蔵文化財スペースとしての活用を恒久的なものとするならば所定の手続きを進めます。 なお、いずれも文化・教育的利用であることから、当面は教育委員会にて管理運営することとします。	学校再編対策室 生涯学習課
多和小学校	H24.3.31	平成25年度より、複合活性化施設（天体望遠鏡博物館・直売所施設・とぶろく工房・公民館等）として整備開始予定	方針が定まらない中、これまで政策課において手続きを進めてきたことから、施設整備まで政策課にて行い、その後の管理運営については、改めて所管課を決定することとします。	(計画策定～施設整備) 政策課  (整備完了までの施設管理及び財産処分) 学校再編対策室
天王中学校	H25.3.31	—	すでに廃校が間近に迫っていることから、現状の把握及び地元意向調査の時期を閉校後6か月後までとし、その後の手続きを順次先送りします。	学校再編対策室

## (6) 具体的な事務処理の進め方

前頁に定める具体的な事務処理に当たっては、各種様式の決定など、それぞれが事務処理の手順や要領を定め、適正かつ迅速に役割を果たしていくことが求められます。

また、このほか、学校跡地施設の利活用全般に亘って留意すべき事項等については、別添の「さぬき市学校等跡地施設利活用に向けた事務処理における留意事項」に掲載しています。

なお、この留意事項は、今後必要な内容が判明した時点で、順次追加していくこととしています。